

# 信州産業水素推進ネットワーク幹事会規約

## (趣旨)

第1条 信州産業水素推進ネットワーク規約第11条第2項の規定に基づき、信州産業水素推進ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）の幹事会に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (目的)

第2条 幹事会は、長野県産業の脱炭素化、エネルギーの自立及び新たな産業創出の実現に寄与するため、ネットワークの活動を円滑に推進し、かつ実効性を向上させることを目的とする。

## (所掌事務)

第3条 幹事会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) ネットワークの活動に関すること
- (2) その他、幹事長が必要と認める事項に関すること

## (組織)

第4条 幹事会に幹事長を置き、ネットワークの副会長をもって充てる。

- 2 幹事会に副幹事長を置き、幹事長が指名する。
- 3 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるとき又は欠席のとき、その職務を代理する。

## (会議)

第5条 幹事会は、幹事長が招集する。

- 2 幹事長は、会議を主宰し、会議の議長となる。
- 3 幹事は、やむを得ない理由により会議に出席できないときは、代理人を出席させることができる。
- 4 幹事長は、必要があると認める場合に、幹事以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。
- 5 幹事会は、原則非公開とする。

## (事務局)

第6条 幹事会の庶務は、ネットワークの事務局において処理する。

## (補則)

第7条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

## 附 則

- 1 この規約は、令和7年11月26日から施行する。